

新旧対照表

財政局

(規則等名称) 横浜市契約規則

横浜市契約規則 (改正前)	横浜市契約規則 (改正後)	改正理由
<p>(随意契約によることができる金額) 第 27 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項 第 1 号の規定により規則で定める金額 は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>2,500,000 円</u> (2) 財産の買入れ <u>1,600,000 円</u> (3) 物件の借入れ <u>800,000 円</u> (4) 財産の売払い <u>500,000 円</u> (5) 物件の貸付け <u>300,000 円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>1,000,000 円</u></p> <p>(契約書の作成) 第 34 条 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の いずれかに該当する場合は、契約書の 作成を省略することができる。</p> <p><u>(1) 契約金額 1,000,000 円以下の契約</u> <u>(物品の買受け及び物品の製造の請</u> <u>負契約にあつては、契約金額</u> <u>1,600,000 円以下の契約) を締結す</u> <u>る場合</u></p> <p>。</p>	<p>(随意契約によることができる金額) 第 27 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項 第 1 号の規定により規則で定める金額 は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>4,000,000 円</u> (2) 財産の買入れ <u>3,000,000 円</u> (3) 物件の借入れ <u>1,500,000 円</u> (4) 財産の売払い <u>1,000,000 円</u> (5) 物件の貸付け <u>500,000 円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>2,000,000 円</u></p> <p>(契約書の作成) 第 34 条 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の いずれかに該当する場合は、契約書の 作成を省略することができる。</p> <p><u>(1) 第 27 条の 2 第 2 号から第 6 号ま</u> <u>でに定める範囲内で契約を締結する</u> <u>場合</u></p>	<p>地方自治法施 行令改正に伴 う金額の整理</p> <p>地方自治法施 行令改正に伴 う金額の整理</p>